

Doe v. Reed. 130 S. Ct. 2811 (2010)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-06-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 前田, 正義, MAEDA, Masayoshi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000235

【判例研究】

Doe v. Reed, 130 S. Ct. 2811 (2010)

—州民投票請願署名の開示は修正第1条を侵害しないとした事件—

前 田 正 義

〔目次〕

- 1 事実の概要
- 2 判旨
- 3 考察

1 事実の概要

2009年5月、ワシントン州知事は、同性愛者を含む州公認の同棲相手の権利と義務を拡張する州上院法案に署名した。同法案に反対する政治団体は、同法案を廃案とする州民投票71号を実施するため、州民投票請願の署名を州務長官へ提出した。州務長官Reed（被上訴人）は、州法に基づき、州民投票の要件となる有効署名数を確認した¹⁾。ワシントン州公文書法（Washington Public Records Act：以下、PRAという）²⁾に基づく、請願署名者の氏名と住所の開示（複写）の請求を受けた州務長官は、州民投票請願が公文書に該当するものとしてPRAを解釈し、複写を容認した。一部の請求者は、請願署名者の氏名などを公表すると宣言した。

州民投票請願の後援者と一部の署名者（原告）は、署名情報の開示が合衆国憲法修正第1条（以下、修正第1条という）に基づく権利を侵害することを理由として、署名情報の開示に対する仮差止命令を合衆国地方裁判所に求めた。その申立（Count）Iは、「州公文書法は、州民投票請願に適用されたことを理由として、違憲」であるとする。また、申立IIは、「州公文書法は、州民投票71号請願への適用によって州民投票71号請願署名者

には脅迫、嫌がらせ、および報復を受ける合理的蓋然性が存在することを理由として、違憲」であるとする。

合衆国地方裁判所は、厳格審査により、仮差止命令を認めた³⁾。第9巡回区控訴裁判所は、申立Ⅰのみを再審理し、表現内容中立規制に対する中間審査に抛り、署名の開示が言論への付随的効果をもつにすぎないとして、仮差止命令の許可を差し戻し、手続を停止 (stay) した⁴⁾。原告は、申立ⅠおよびⅡにより、上訴した。

2 判旨

Roberts首席裁判官法廷意見⁵⁾

第9巡回区控訴裁判所の判断を支持し、特定の請願情報の開示に焦点を絞った原告の主張（適用上の異議申立）を審理するため、本件を合衆国地方裁判所へ差し戻す。

申立Ⅰは、PRAの削除を求めない点において「適用上（適用限り）」（as-applied）の異議申立であり、原告の特定の事件に限定されない点において「文面上」（facial）の異議申立であり、原告は、文面上の異議申立に対する審査基準を充足しなければならない⁶⁾。

州民投票請願に関する署名情報の開示強制は、個人が州民投票手続に従い請願に署名する際、政治問題に関する見解を表明することから、修正第1条に基づく審査を受けこととなる⁷⁾。しかし、請願署名という選挙の文脈は修正第1条の審査と無関係ではなく、州には、投票制度実施に大きな裁量が認められる⁸⁾。選挙の文脈において、開示要求に対する異議申立に関する修正第1条の先例は「厳格な審査」を採用しており⁹⁾、開示要求と「十分重要的な」政府利益との「実質的関連性」を求めており¹⁰⁾、「政府利益の強さは、修正第1条の権利に対する現実の負荷の強さに優らなければならない¹¹⁾」。

選挙過程の公正確保という州の利益¹²⁾については、「州民提案を認める州が、一般に選挙過程に関して有するように、州民提案過程の公正と信頼を守る大きな裁量を有する¹³⁾」ため、またより一般的には選挙過程におけ

る情報公開と説明責任の促進に関わるため、疑う余地もなく重要である。

「実質的関連性」については、州民投票請願の公開が通常署名の3～5%に留まる検査を治癒し、また不正行為を捕捉する最善の立場にある署名者の注意を問題に向けることから、一般に成立する¹⁴⁾。

なお、適用上の異議申立について、当最高裁は、関連する文脈において、原告が、個人情報の開示強制が脅迫などに晒される「合理的蓋然性」を証明できる場合、修正第1条に基づいて勝訴するとした¹⁵⁾。しかし、本審理は、原告が主張するPRAによる開示が州民投票71号請願署名者について修正第1条に反するか否かではなく、開示が一般に州民投票請願署名者の修正第1条の権利を侵害するか否か、にある。また、同州のその他の請願は、近年公開されているが事なきを得ている¹⁶⁾。ただ、広汎な理由に基づく異議申立に対して州公文書法を支持することがより限定された異議申立の勝訴を妨げないことを特に言及しておく¹⁷⁾。

Breyer裁判官同意意見

本件のように、「法が錯綜する局面において競合する憲法上保護された利益を暗示的に含意する」状況において、当最高裁は諸利益を衡量する¹⁸⁾ことから、法廷意見とStevens裁判官の意見に基づいて、PRAを支持する。

Alito裁判官同意意見

文面上の異議申立については、原告は幾多の州民投票請願署名に対する開示が有権者の署名意欲を大きく萎縮させるいかなる理由も示さないため、失当といわなければならない。

ただ、文面上有効な開示請求も、適用上、個別事件において修正第1条に対する過大な負荷となる可能性がある。したがって、個人情報の開示強制が脅迫などに晒される合理的蓋然性（萎縮的效果・プライバシー侵害の可能性¹⁹⁾）を話し手が証明する場合、開示要求からの適用上の免責をえることができる²⁰⁾。

投票過程の公正確保という州の利益については、州民投票に関する州法が署名情報の公開を認めておらず²¹⁾、署名検査の外部立会人も氏名などを記録できないという州法の実態と矛盾している。また、州民投票請願は1世紀近く非公開であったが十分に機能しており、州民投票署名者のプライバシーを明示的に保護する²²⁾ 他の州は、情報公開と選挙の公正が無関係であることを例証している。さらに、コンピュータによる不正署名の検査は比較的容易である。

有権者への情報提供という州の利益については、結社のプライバシーに関する判例と対立し、さらに話し手が脅迫などの合理的蓋然性に直面する場合、州には、後援者を探し接触することを公衆に可能とするいかなる利益もない。そして、かかる情報が脅迫に利用される可能性は大きい。

言論の繁栄に必要な息つぎの暇を与えるため、迅速な司法救済は言論が発せられる充分以前に利用可能でなければならず²³⁾、また証明責任は低くなければならない（合理的蓋然性）。原告は、適用上の救済を与えられる説得力ある論拠をもち、そして合衆国地方裁判所の審理するかかる救済を追求できる。

Sotomayor裁判官同意意見（Stevens裁判官およびGinsburg裁判官同調意見）

文面上の異議申立について、直接民主制の州民投票などの制度は、合衆国憲法により強制されない。したがって、州は、人民の行為による立法の可否および程度について「大きな裁量」を有している²⁴⁾。請願署名者の身許の公開は、「選挙過程の公正維持における買収防止、および政府の賢明な行為に対する民主主義における各市民の責務への警告行為を支える」という州の極めて重大な利益を促進しており、州民投票制を有する大半の州の準則である²⁵⁾。

州の利益について、複数の請願署名者が脅迫を恐れる場合でさえも、「州民提案過程の公正と信頼を保護する」州の重要な利益は依然低下せず、また州は、それらの利益を促進する大きな裁量を残されている²⁶⁾。言論と結社の権利に対する公開という負荷については、選挙の文脈における最小限

のものである。当最高裁が選挙資金規制において述べたように、開示請求は、「何人にも話すことを妨げるものではない」²⁷⁾。さらに、州民投票の場合、表現の利益に対する公開という影響は、より弱まる。

ただ、事件固有の救済は、差別が州民投票の内容あるいは請願署名の見地に基づく方法において、あるいは開示は州が統制を望まないまたは統制できない重大かつ広汎な嫌がらせの合理的蓋然性をもつ稀有な状況において、州が文面上中立的な請願開示準則を恣意的に適用する場合、利用可能な場合がある²⁸⁾。

Stevens裁判官同意意見（Breyer裁判官一部同調および結果同調意見）

文面上の異議申立について、本件は、投票あるいは言論の制約に関わらず、また古典的な開示請求を含まない。むしろ、本件は政府の所持する情報の開示の中立的で無差別的的政策に関わり、言論への負荷は、PRAが巨大な多数派により課されないならば、重大ではない。

ただ、本件には、適用上の異議申立の問題が残る。とりわけPRAのような政策が「公開に伴う公衆の敵意により²⁹⁾」、表現に対する負荷となる特定の事件において、話し手が憲法上の主張に勝訴する可能性を残すことは、妥当である。しかし、このことは、PRAに関する事件において生じそうにはない。請願者が前提する言論に対するいかなる負荷も、間接的負荷と同様に、不確かである。また、通常の問題と同様に、請願署名者の氏名の開示後、個人が請願にあまり積極的に署名しないとの証明は、非常に困難である。

Scalia裁判官結果同意意見

州民投票請願に署名した有権者は、議会の法律案への賛否に幾分類似する（法執行を猶予する）効果をもつその署名により、表現の自由ではなく、立法権を行使している。合衆国における立法権の行使は、伝統的に人民によりなされる。その公的性質は、憲法上要請され、議会は公開により立法を行う³⁰⁾。その公的な説明責任の妥当性は明らかである。さらに、人民は、

立法の改正を合衆国議会に問う場合でさえも、「苦情の処理を政府に請願する³¹⁾」その憲法上の権利の行使により、公開の下、請願した。政府への請願は、現代の州民投票の先駆者であった。したがって、立法上効果をもつ請願署名の開示は、修正第1条を侵害するものではない。

請願署名を匿名とすることは、酷い認識でさえあるかもしれない。署名者への脅迫などを禁ずる法がある。また、署名者に対する耳障りな批判は、人民が伝統的に自己統治に対して自発的に支払う対価である。市民としての勇氣は、民主主義が破滅することのなきよう、人々が公然と政治行為に立ち上がるよう求められ、促されるのである。

Thomas裁判官反対意見

文面上の異議申立について、法廷意見は、正確にも、州民投票請願に署名することにより、「個人は政治的見解を表明する」と判断するが、その十分な憲法上の意味を認識してはいない。州民投票請願に署名するという表現を伴う政治活動は、「共通の目的を達成するため、互いに団結して共通の見解を共有する者の実践³²⁾」の一例である。したがって、州民投票請願の署名は、修正第1条により保護された「政治結社」となる³³⁾。その審査基準について、当最高裁は政治結社とそのプライバシーの間の重大な関係³⁴⁾を認めており、憲法は政治結社を保護するとともに政治的信条の開示強制から保護³⁵⁾しており、開示請求は、やむにやまれない州の利益に対するより制限的でない手段である場合にのみ、憲法に適合することとなる³⁶⁾。

選挙の公正確保という州の利益について、判例は、通常の選挙と較べて買収の虞が低い³⁷⁾として、州民投票請願における買収防止などを軽視している。また、被上訴人側が示した不正行為は、僅か（8件）であるため、やむにやまれない利益とは考え難い。その規制手段について、何人にも請願を開示することは、より制限的でない手段ではない。また、コンピュータにより、署名検査の誤謬を激減し、かつ署名者自らが署名を検査できる。さらに、不正署名の処罰および署名検査方法（立会人制度を含む）などを

規定する州法がある³⁸⁾。一方、有権者への情報提供という州の利益について、当最高裁は、同種の事件において、「付随的に関連する情報を有権者に提供するという単純な利益は、かかる情報が提供されないならば、投票者が言明あるいは吐露しないという州の要求を正当化しない³⁹⁾」とした。また、人々は、州民投票の後援者を知ることなく、州民投票の利点を評価する十分な理性を具えている。それらの規制手段について、PRAに基づく州民投票請願の請求に応じた公開は、州民投票過程の公正を保護するより制限的でない手段が主題固有のものとはなっておらず、情報公開における州の利益の強さと政治結社のプライバシーにおける署名者の修正第1条の利益の強さが州民投票のあらゆる主題に亘って変わらないため、制限的な手段ではない。

なお、適用上の審査について、当最高裁は、「合理的蓋然性」を証明する程度という、事例毎の基準によりみたされるべき問題に答えてはいない。当最高裁が近時重ねて判示するように、修正第1条の典型的権利がその間に萎縮する場合、修正第1条は事例毎の判断を求めている⁴⁰⁾。

3 考察

合衆国最高裁の先例は、本件と関連するプライバシーの利益について、2003年のMcConnell事件において、1995年のMcIntyre事件⁴¹⁾の広範な理解から旧来の限定された理解へと変化した。それは、「開示強制の結果である経済的報復および物理的脅迫」だけが政治活動を大きく萎縮させ、これらの劇的な結果に関わる規範だけが憲法上問題を生じる、とするものであった⁴²⁾。その後、本件判決の直前、合衆国最高裁は、Citizens United事件⁴³⁾において、一連の限定された害悪（結果）に焦点を絞り、開示が「脅迫、嫌がらせ、あるいは報復」をもたらす「合理的蓋然性」⁴⁴⁾の証明を求めた。そして、団体は独自の選挙運動の支出をするという修正第1条の権利を有しているとしたが、そのような独自の選挙運動に関する情報開示などを求める法を支持した⁴⁵⁾。

本判決は、文面上の異議申立について、法廷意見と同意意見（Scalia裁

判官結果同意意見を除く）は州が選挙の公正確保のための有効署名の検査に一定の裁量をもつものとしている。その根拠は、住民投票などが州の創設した「合衆国憲法により強制されることのない……直接民主制の仕組み」⁴⁶⁾であることから、合衆国最高裁が、これらの仕組みに対する規制について州に相当程度委任していること、また住民投票請願の公開において申し立てられた州の利益に大きなウエイトを与えていることから、窺い知ることができる⁴⁷⁾。そして、法廷意見と同意意見（Scalia裁判官結果同意意見を除く）は、州民投票請願の署名の開示が修正第1条の権利を含意することを認めたとうえで、この表現行為に対する規制について、本件が投票ではなく請願であること、および言論行為自体の禁止ではないことを理由として、Thomas裁判官反対意見が採用した最も厳格な審査よりも、緩やかな中間的な審査を採用している。そして、開示が政治過程における言論と結社の萎縮により修正第1条の権利を侵害すると主張する原告に事後の適用上の異議申立を証明する機会を与えなければならないとして、本件を合衆国地方裁判所へ差し戻している。

ただし、Scalia裁判官は、請願署名が表現行為というよりもむしろ立法行為であるとしており、さらに署名者の氏名の不開示（匿名の権利）について、懐疑的である。

適用上の異議申立については、Breyer、Sotomayor、Stevens、およびGinsburg裁判官は否定的である。とりわけ、StevensおよびSotomayor両裁判官は、選挙の公正について広汎な立法裁量を認めていることから、原告は重い証明責任を負うものとしている。Stevens裁判官は、修正第1条に対する負荷を間接的ないしは推測的なものとして、Sotomayor裁判官同様、法執行手段によっても軽減されえない脅迫だけが請願署名の開示の阻止を正当化するとしている。また、両裁判官は、適用上の異議申立は原告自体に対する害悪の証明に重点をおくものと考えられるとしているが、同時に広汎な害悪の証明を要求しており、適用上の異議申立については法廷意見よりも否定的である。

学説には、本件について、住民投票請願の署名が選挙の公正を確保する

義務を有する州公務員によって秘密を保持されている場合には違憲とはならないが、請願の署名の公開請求は署名者の修正第1条の権利を侵害しているとの見解がある⁴⁸⁾。他方、請願の署名の開示を支持する先例との調和を図る合衆国最高裁の試みは注目に値し、団体などによる選挙運動に関わる言論をより容認する準則に基づき、開示の準則がさらに重要になるとの見解がある⁴⁹⁾。本判決に対する評価の趨勢としては、前者の見解が多数であるように思われる⁵⁰⁾。このように、本件判決に対する学説による評価の背景としては、法廷意見および同意意見（Alito裁判官同意意見を除く）が請願の署名の検査に公衆の力を期待していることについて、現代の情報処理技術に徴して一蹴されていることをあげることができる⁵¹⁾。また、法廷意見では（意図的に回避されたものか）言及されなかったけれども、州が主張していた「有権者への情報提供」という州の利益については、「むしろ受け手にとって、無名の市民の事件における〔無名の〕執筆者の氏名と住所は、その文書のメッセージを評価する読者の能力の足しにはほとんどならない⁵²⁾」だけではない。たとえば、McIntyre事件⁵³⁾において、McIntyre氏の氏名と住所を彼女の「私製の声明書に掲載するよう」求めることは、合衆国最高裁が普通の市民による政治活動を萎縮させるようリーフレットに「自己の同定を強制」させることとなる⁵⁴⁾。すなわち、開示情報は、有権者の意思決定過程に対する教育上の効果をほとんどもたない。McIntyre事件同様、本件において、有権者に対する教育上の価値は最小限度であった一方で、政治参加に対する脅威は重大であった⁵⁵⁾、との批判がある。

また、住民投票請願の署名行為を表現行為ではなく立法行為であるとするScalia裁判官の結果同意意見に対しては、「公 (public)」と「私 (private)」という固定化された二項対立により、プライバシー情報は必ずしも峻別できるものではなく、「文脈の規準」により評価されるべきであるとの前提より、否定的な評価がなされている⁵⁶⁾。

思うに、本件において合衆国最高裁が適用上の審査を行わず、文面審査を行ったのは、先例である既述のCitizen United事件⁵⁷⁾において合衆国最高裁が合憲判断を下していることから、本件では文面審査において、原告

に対して厳しい立証責任を課すことにより、合憲判断に導いたとも考えられる。すなわち、適用上の審査ではなく、文面審査の場合、審査の性質上、原告は、本件にとどまらず、同種のその他の事件においても一般的に違憲であることの証明を行わなければならないのであり、原告にとっては厳しい立証責任が課されることとなるのである。

法廷意見は、文面上の問題を超えて、適用上の問題について判断することを意図的に避けたのであって、判示した内容よりも判示しなかった含意の方が重要であるように思われる。それは、被上訴人が主張し、AlitoおよびThomas両裁判官より批判を受けた「有権者への情報提供」という州の利益について、法廷意見が言及せず、「選挙の公正」という州の利益にのみ言及しつつ、それについて必ずしも精緻な分析を行うことなく正当化（一般化）し、本件の個別具体的な問題に敢えて踏み入ろうとしていないように窺えるためである。「選挙の公正」という州の利益の確保については、法廷意見および同意意見（Alito裁判官同意意見を除く）は署名の開示をとおした公衆の力による署名の検査に大きな期待をもっているようであるが、州は州民投票請願の署名の開示請求が裁判上認められなかった場合、さらにはそもそも署名の開示自体が請求さえもされなかった場合、「選挙の公正」を欠くこととなるのであろうか⁵⁸⁾。このことは、州の利益である「選挙の公正」を正当化するべく、市民による請願署名の開示請求をとおした署名の検査を高く評価したがために、あたかも署名開示を制度上組み込んだ格好となってしまったことによる矛盾が露呈してしまったものともいえよう。本判決のこのような射程と判示内容が、本件と同種の事件に関する合衆国最高裁の判断が注目されている所以であろう。

なお、日本法との関係では、法制度として、条例制定等請求の署名縦覧制度⁵⁹⁾をあげることができる。また、判例としては、住民投票条例制定請求の受任者名簿の公開について、プライバシーの権利を侵害するとした事件⁶⁰⁾をあげることができる。

- 1) Wash. Rev. Code § 29A.72.230. 本件の場合、直近の州知事選挙の有効投票数の4% (約12万名) であった。
- 2) § 42.56.070(1) (2008).
- 3) 661 F. Supp. 2d 1194, 1205-1206 (WD Wash. 2009).
- 4) 175 L. Ed. 2d 941 (2010).
- 5) Doe v. Reed, 130 S. Ct. 2811 (2010).
- 6) See United States v. Stevens, 176 L. Ed. 2d 435 (2010).
- 7) 被上訴人は、請願署名が立法行為であると主張した。
- 8) Burdick v. Takushi, 504 U.S. 428, 433-434 (1992).
- 9) See, e.g., Buckley v. Valeo, 424 U.S. 1, 64 (1976).
- 10) Citizens United v. FEC, 175 L. Ed. 2d 753, 799 (2010) (quoting Buckley v. Valeo, 424 U.S. 1, 64, 66 (1976)).
- 11) Davis v. FEC, 171 L. Ed. 2d 737, 755 (2008) (citing Buckley v. Valeo, 424 U.S. 1, 68, 71 (1976)).
- 12) 被上訴人は、有権者への情報提供という利益を併せて主張した。
- 13) Buckley v. American Constitutional Law Foundation, Inc. (ACLF), 525 U.S. 182, 191(1999).
- 14) 原告は、署名に対する検査、立会制度、司法救済、および刑事罰の存在を主張した。
- 15) Buckley v. Valeo, 424 U.S. 1, 74, 96 (1976); see also Citizens United v. FEC, 175 L. Ed. 2d 753, 800 (2010).
- 16) Cf. Citizens United v. FEC, 175 L. Ed. 2d 753, 802 (2010).
- 17) See Buckley v. Valeo, 424 U.S. 1, 74 (1976); Citizens United v. FEC, 175 L. Ed. 2d 753, 801 (2010) (citing McConnell v. Federal Election Comm'n, 540 U.S. 93, 198 (2003)).
- 18) Nixon v. Shrink Missouri Government PAC, 528 U.S. 377, 402 (2000) (Breyer, J., concurring).
- 19) Citizens United v. FEC, 175 L. Ed. 2d 753, 799 (2010); Buckley v. Valeo, 424 U.S. 1, 64 (1976).
- 20) Buckley v. Valeo, 424 U.S. 1 (1976); see also Citizens United v. FEC, 175 L. Ed. 2d 753, 800 (2010); McConnell v. Federal Election Comm'n, 540 U.S. 93, 197-198 (2003); Brown v. Socialist Workers '74 Campaign Comm. (Ohio), 459 U.S. 87, 93 (1982).
- 21) See Wash. Rev. Code § 29A.72.010 et seq.; 1913 Wash. Laws. pp. 418-437.
- 22) See Cal. Elec. Code Ann. § 18650 (West 2003); Cal. Govt. Code Ann. § 6253.5 (West 2008).
- 23) Cf. Citizens United v. FEC, 175 L. Ed. 2d 753, 873 (2010) (Thomas, J., concurring in part and dissenting in part).
- 24) Buckley v. American Constitutional Law Foundation, Inc. (ACLF), 525 U.S. 182, 191(1999).
- 25) First Nat. Bank of Boston v. Bellotti, 435 U.S. 765, 788-789, (1978) (internal quotation marks and alterations omitted); see also Citizens United v. FEC, 175 L. Ed. 2d 753, 802 (2010).
- 26) Buckley v. American Constitutional Law Foundation, Inc. (ACLF), 525 U.S. 182, 191(1999).
- 27) Citizens United v. FEC, 175 L. Ed. 2d 753, 799 (2010).
- 28) Cf. NAACP v. Alabama ex rel. Patterson, 357 U.S. 449 (1958).
- 29) Brown v. Socialist Workers '74 Campaign Comm. (Ohio), 459 U.S. 87, 98 (1982).
- 30) Article I, § 5, cl. 3.
- 31) U.S. Const., Amdt. 1

- 32) Citizens Against Rent Control/Coalition for Fair Housing v. Berkeley, 454 U.S. 290, 294 (1981).
- 33) Citizens Against Rent Control/Coalition for Fair Housing v. Berkeley, 454 U.S. 290, 295 (1981) (quoting Buckley v. Valeo, 424 U.S. 1, 15 (1976)).
- 34) NAACP v. Alabama ex rel. Patterson, 357 U.S. 449, 462 (1958).
- 35) Brown v. Socialist Workers '74 Campaign Comm. (Ohio), 459 U.S. 87, 91 (1982).
- 36) See Buckley v. American Constitutional Law Foundation, Inc. (ACLF), 525 U.S. 182, 206(1999).
- 37) See Buckley v. American Constitutional Law Foundation, Inc. (ACLF), 525 U.S. 182, 203(1999).
- 38) See § 29A.84.230; § 29A.72.230.
- 39) McIntyre v. Ohio Elections Comm'n, 514 U.S. 334, 348 (1995).
- 40) Citizens United v. FEC, 175 L. Ed. 2d 753, 775 (2010).
- 41) McIntyre v. Ohio Elections Comm'n, 514 U.S. 334 (1995).
- 42) McConnell, 540 U.S. 93, 198 (2003).
- 43) Citizens United v. FEC, 175 L. Ed. 2d 753 (2010).
- 44) Buckley v. Valeo, 424 U.S. 1, 74 (1976)
- 45) その後、巡回区控訴裁判所は、独自の支出が腐敗事件を惹起しなかったとする Citizens United 事件を踏襲し、公職候補者に対し支持・不支持の支出を行う独立系団体への個人献金に対する連邦の制限を斥けたが、別の事件において、独立系集団に対する開示請求を支持した。
- 46) Doe v. Reed, 130 S. Ct. 2811 2828 (Sotomayor, J., concurring) (2010).
- 47) The Supreme Court, 2009 Term: Leading Cases: I. Constitutional Law: D. Freedom of Speech and Expression, 124 Harv. L. Rev. 269, 273 (2010).
- 48) See Mark Walsh, On the Campaign Trail, 96 A.B.A.J. 20 (2010).
- 49) See Mark Walsh, On the Campaign Trail, 96 A.B.A.J. 20 (2010).
- 50) Ex. Steve Simpson, A Big Year For The First Amendment, 2009-10 Cato Sup. Ct. Rev. 139 (2010); Richard Briffault, Symposium: Privacy, Democracy, and Elections: Two Challenges for Campaign Finance Disclosure after Citizens United and Doe v. Reed, 19 Wm. & Mary Bill of Rts. J. 983 (2011); William McGeeveran, Symposium: Privacy, Democracy, and Elections: Mrs. McIntyre's Persona: Bringing Privacy Theory to Election Law, 19 Wm. & Mary Bill of Rts. J. 859 (2011).
- 51) Steve Simpson, A Big Year For The First Amendment, 2009-10 Cato Sup. Ct. Rev. 139, 162 (2010).
- 52) Buckley v. American Constitutional Law Foundation, Inc. (ACLF), 525 U.S. 182, 200 (1999).
- 53) McIntyre v. Ohio Elections Comm'n, 514 U.S. 334 (1995).
- 54) Buckley v. American Constitutional Law Foundation, Inc. (ACLF), 525 U.S. 182, 197-200 (1999).
- 55) Richard Briffault, Symposium: Privacy, Democracy, and Elections: Two Challenges for Campaign Finance Disclosure after Citizens United and Doe v. Reed, 19 Wm. & Mary Bill of Rts. J. 983, 991-992 (2011).
- 56) See William McGeeveran, Symposium: Privacy, Democracy, and Elections: Mrs. McIntyre's Persona: Bringing Privacy Theory to Election Law, 19 Wm. & Mary Bill of Rts. J. 859, 871-872 (2011).
- 57) Citizens United v. FEC, 175 L. Ed. 2d 753 (2010).
- 58) See Steve Simpson, A Big Year For The First Amendment, 2009-10 Cato Sup. Ct.

Rev. 139, 162 (2010).

⁵⁹⁾ 地方自治法74条の2「①当該市町村の選挙管理委員会は、……審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。②……7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。③前項の署名簿の縦覧の期間及び場所については、……予めこれを告示し、且つ、公衆の見易い方法によりこれを公表しなければならない。」

⁶⁰⁾ 高松高判平成16年4月15日判タ1150号125頁、最二小決平成18年10月13日判例集未登載。